

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

令和元年 6月13日（教育委員会告示第 9号）（保存計画策定）
令和2年 7月 9日（教育委員会告示第 9号）（保存活用計画に全部変更）
令和3年 2月10日（教育委員会告示第 5号）（一部変更）
令和3年12月 3日（教育委員会告示第21号）（一部変更）
令和4年12月 5日（教育委員会告示第17号）（一部変更）

廿日市市教育委員会

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

前 文

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 27 年条例第 32 号）第 3 条の規定に基づき、廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存及び活用に関する計画を定める。

第 1 章 保存活用計画の基本事項

1 保存活用計画の目的

広島県の南西部、広島湾に浮かぶ厳島は、面積 30 平方キロメートル程の島で、宮島とも呼ばれる（以下「宮島」という。）。その北西部沿岸の小規模な入江には、厳島神社が神体山である瀬山^{みせん}を仰ぐように社殿が海上に突き出している。山と朱塗りの社殿、海が織りなす景勝は、江戸時代から日本三景の一つとされ、現在は、島全体が特別史跡及び特別名勝、社殿群や美術工芸品が国宝・重要文化財に指定されるとともに、自然公園法による瀬戸内海国立公園特別地域や都市公園法による「風致地区」等にも含まれ、各種法律によって保護が図られている。平成 8（1996）年には、厳島神社、その前面の海、背後の瀬山原始林（天然記念物）を含む範囲が世界文化遺産に登録された。

厳島神社の南方及び西方には、大聖院や大願寺等の社寺が残るとともに、社家や社官、供僧の屋敷、職人の住宅等が集まっていた名残をよく留める町並みが広がる。厳島神社の東方には、近世に入って本格的に整えられたと考えられる町場が、17 世紀には形成されたと考えられる町割を踏襲しながら今日まで継承されている。これらの門前町は、宮島の歴史的風致を構成する重要な要素であり、伝統的な建造物を維持し、古くから神の島として信仰を集めてきた風情を活かしたまちづくりを進めるための適切な手立てを講じる必要がある。

この保存活用計画は、厳島神社を中心に形成された伝統的な町並みを市民共有の財産として後世に守り伝えながら、交流や情報発信を通したまちづくりに活用することにより、住民の生活環境の向上や地域の活性化等を目的とし、そのための方針や手段、基準等を定めるものである。

2 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 16.8 ヘクタール

保存地区の区域：廿日市市宮島町字中西町、字滝町、字後町、字新町及び字桜町の全域並びに字大西町、字中江町、字南町、字大町、字幸町、字北之町、字中之町、字魚之棚町、字西連町、字伊勢町及び字浜之町の各一部（別図第 1 参照）

第 2 章 保存地区の保存及び活用に関する基本計画

1 歴史的沿革

(1) 厳島神社・大聖院・大願寺と門前町の起こり

廿日市市は、平成 17（2005）年に厳島全島を町域とする宮島町と合併した。その市街地は、厳島神社と深く関わりながら形成されてきた。

厳島神社は、『日本後記』弘仁 2（811）年 7 月 7 日条の「伊都岐嶋神」を史料上の初見とし、当時より安芸国有数の神社であったことが知られるが、仁安 3（1168）年「伊都岐島社神主佐伯景弘解」によれば、その創建は推古天皇元（593）年まで遡る。瀨山を御神体とし、島全域が神聖な地とされたため、古くは島内の居住はなく、神官も神事や祭祀の際に渡海したと伝わる。

12 世紀後半、平安末期の文献には、有浦、宮崎（現・塔之岡）等の地名が現れ、また、高倉上皇が「三間四面の御所」を宮島の南の方へ建て、神事を務めた内侍が「やかた」を設えたとする記述が見られ、これを島内居住の起源とする見方もある。この頃、保元・平治の乱等を経て大きな権力を得た平清盛は、日宋貿易の拡大を図り、その航路となる瀬戸内海の整備を進めるとともに、厳島神社の社殿を整えている。しかし、当時の社殿は建永 2（1207）年及び貞応 2（1223）年の火災で焼失し、現在残る社殿は仁治年間（1240～43）の再興以降のものである。

再興に当たっては、鎌倉から大工、鍛冶、檜皮師、瓦師等の職工人が来島したとされ、また、政所屋敷の存在を伝える文献も残るが、門前町の成立過程では、大同元（806）年に空海の開基と伝えられる大聖院と、建仁年間（1201～04）頃の開山と伝わる大願寺が重要な役割を担い、その発展が進むのは、宮島が瀬戸内海交通の要衝として、また、庶民信仰の地として現世利益的性格も帯び始める 14 世紀以降、とりわけ厳島神社への寄進が将軍家や国司といった一部階層から各地の商工業者へと広がる 16 世紀頃からと考えられている。

大聖院は、社家三方に数えられて座主と称し、厳島神社の別当寺として祭祀

や法会を司った。大願寺は嚴島神社の本願で勧進行業を務め、また、16世紀頃から本格的に嚴島神社の修理造営を担うようになり、造営料所として島内の町屋敷の多くを所有したことが知られる。

(2) 戦国期・近世の門前町

戦国期に安芸一帯を支配したのは大内・陶・毛利の3氏である。この時期に宮島でも社家が島内に常住するようになり、大願寺の勧進や供僧の増加等がみられ、嚴島神社の周辺に門前町が現れ始めたと考えられる。

「大願寺買得屋敷書立」には永正7（1510）年から天文17（1548）年までに有浦・中江・中西などで屋敷の売買が行われた記録が残る。天文10（1541）年の「嚴島屋敷打渡注文」には、大内氏が大願寺に35か所の屋敷を造営料所として寄進した記録がある。このうち22か所は塔之岡以西、13か所は塔之岡以東の有浦（「有浦」・「有浦懸」）である。また、毛利氏は、弘治元（1555）年の嚴島合戦直後から社頭の防火対策を考慮し、周辺人家の整理や、二階屋の規制、仮屋・見世棚の規制等を行っている。

元亀2（1571）年12月の「嚴島社遷宮行列式書立」には「有浦衆」と「西町衆」の名が見られ、また、天正3（1575）年の「毛利輝元安堵状」には「嶋中東西」という記述が見られ、これらの史料を合わせ見れば、この頃には島内を嚴島神社の東西で呼び分けるようになり、西町が先行して成立したことがうかがえる。

慶長5（1600）年、福島正則が安芸広島と備後鞆を得て、翌年に入封すると、宮島ではそれまでの社領が没収され、代わりに祭料や扶持米が支給される統治体制へと移行したが、西町では社家・内侍・供僧方に対して島内の町屋敷をそのまま拝領することが許された。文禄4（1595）年の「嚴島寺社穂田元清等抱屋敷町割書付」と「大願寺領西町屋敷付立」には、町屋敷の規模（間口・奥行寸法）、地主名、居住者名が記され、西町の八つの小路に面した屋敷地の状況をうかがい知ることができる。間口規模は2間未満が約30%、2～3間が約49%と小規模で、こうした地割は明治期の地籍図ともよく対応していることから、現在の地割は文禄期の状況を引き継いでいるとみられる。

一方、東町の有浦は広島藩の町方によって沿岸が整備され、水際線へ平行した道が敷かれ、牛王町（現在の幸町）・中之町・北之町が成立した。これによって、中世末の時点では魚之棚町・中間町（現在の桜町）・存光寺町（現在の伊勢町）など、山手の神社境内を核とする小規模な集落が、浜手に開かれた町へと

変容した。寛永 2（1625）年には広島城下から遊郭が移設されて新町が成立し、浜之町や後町（現在の大和町）などにも町屋敷が増加した。新町では、元禄期頃までには広島藩公認で富くじや芝居の興行も行われ、参詣者の増加とともに歓楽街としての性格を強めた。

宮島を描いた絵画資料は近世を中心に数多く残されるが、多くは江戸中期以降であり、江戸前期の門前町は、海北友雪（1598～1677）の『厳島図屏風』と、松本山雪（1581～1676 か）『宮島図屏風』から様子がうかがえる。いずれも 17 世紀中期のもので、前者の方が早くに制作されたと考えられる。両者に描かれる東町を見比べると、町家は真壁造の切妻造平入りで、前者には石置板葺が多く見られるが、後者には石置の表現は見られず、大半が板葺と推察される。また、平屋が大半である前者に対して、後者には二階を持つ町家が連なる様子が描かれている。水際に接する屋敷裏については、前者では冠木門や垣塀を設けているのに対して、後者では個々の家で石垣護岸と小規模な雁木を築き、その上に土蔵を建てていることがわかる。

江戸中期の様子は、主として、元禄 14（1701）年と推定される大願寺蔵の絵図（以下「大願寺絵図」という。）と天明 3（1783）年の吉田家蔵の絵図（以下「吉田家絵図」という。）にうかがえる。これらに見られる顕著な町並みの変化は、有浦が埋め立てられて海側へ町域が拡大したこと、治水事業によって護岸が整備されたこと、芝居小屋や富くじを含む町施設が増えたこと、誓真釣井などの井戸が増えたこと等であり、参詣と居住のための環境が整えられている様子が見られる。江戸後期の『芸州厳島図会』には住民や参詣客で賑わう門前町が描かれ、瓦葺の二階建が建てられていることがわかる。

宮島の社寺及び商工業は、近世安芸国領主となった福島氏・浅野氏からも厚く保護され支援が続けられた。市立ての際には西国の商人が多く集まる交易地として繁栄し、明治維新前後には島内外の物産を扱う問屋業も発達、舶来輸入品の取引を行うまでになる。文政 8（1825）年の『芸藩通志』によると、町の規模は西町が 238 戸（1310 人）、東町が 790 戸（2424 人）で、東町は港湾都市としても発展したことがわかる。

(3) 近代の門前町

幕末から明治期の社会変革は、宮島にも大きな影響を与えた。一つは、港町としての宮島の地位低下である。長年中継海運を中心に栄えたが、宇品港の完成や長距離貨客船航路・鉄道網など交通の発達によって物流・交通の要衝とし

ての地位が揺らいだ。また、もう一つは、政府の神仏判然令による社寺の衰退である。政府は幕藩体制下で行われてきた社寺への資金援助も見直して多くを停止し、宮島でも多くの寺院が廃寺となった。このため、厳島神社も維持管理に支障をきたすようになって社家組織が解体され、社家及び僧坊建築が失われた。宮千軒といわれた屋敷数は、明治 15（1882）年頃にはおよそ 500 軒まで減少し、社寺を中心とする商業都市であった門前町は衰退の危機に瀕し、大きな変革を迎えた。

近代宮島の変化として、政策としての公園指定と観光振興、木工業振興が挙げられる。全国的に門前町は社寺の荒廃で不安定な状況だったが、明治政府と各府県は社寺地を「公園」に指定した。広島県も公園取扱条例を定めて宮島を「厳島公園」とし、当時最新の建築史学、文化財保存学、造園学の視点をいち早く取り入れた歴史的都市の保全整備を図った。浜通りは幕末から明治初期にかけ浜側に拡張され商店街として整備された。また、廃寺跡地や屋敷地跡、風景のよい海岸沿いや高台では、旅館や別荘などの近代和風建築が出現し始め、大元公園や紅葉谷公園では県の許可に拠って旅館群の開発も行われた。明治中期以降は、参詣地から観光地としての性格を強め、観光業の発達を見せる。観光地化によって宮島細工を主とする土産物の販売量は増加、多くの木工職人によって生産を拡大して全国的な知名度を上げ、他の観光地の土産物生産を請け負うまでになった。厳島神社の大修理を始めとする社寺の整備と鉄道網・船舶網を中心とした交通機関の整備、政策としての観光振興も具体化し始める。宮島は、近代観光の先端地として、国内はもとより国際的観光地に選ばれるようになった。

このような社寺及び社寺地の扱いの変化、参詣地から近代観光地への変化、宮島細工を軸とする木工業の興業が、衰退しかけていた門前町経営を支えて更に新たな活力を与えた。こうして近代観光都市として発展した門前町は、安定した経済基盤を築くこととなった。

(4) 現代の門前町

平成に入ると、人口流出や少子高齢化に伴う問題が急速に顕在化した。若年層の流出に歯止めがかからず、少子高齢化が進む原因としては、島嶼部という地理的条件もあって、公共交通体系の整備不足、買い物施設などの生活利便施設の不足、雇用機会の不足、地形や法的規制による住宅環境の改善や新たな住宅用地の確保が極めて困難なことなどが挙げられる。少子高齢化が進む門前町

では、空き家も存在し、家屋の継承も求められる。

宮島経済の中心を担ってきた観光業と木工業は、異なった様相を呈す。世界文化遺産登録後は海外からの観光客も多く、観光業は安定しているが、近代の門前町を支えた木工業は衰退している。伝統的工芸品に指定された「宮島細工」と呼ばれる木工製品は、昭和 50 年代に最盛を迎えたが、その後急速に衰退し、技術の継承も危ぶまれている。

門前町の景観は、昭和 40 年代からの高度経済成長期に大規模な建築工事が頻繁に行われ、大きく変わり始めた。宮島町では、昭和 43（1968）年に「宮島町文化財保護条例」、昭和 49（1974）年に「宮島町歴史的景観保存条例」を制定するなど、門前町保存を模索し、昭和 50（1975）年に「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画策定報告書」を作成して保存と管理を行う指針としてきた。しかし、近年新しい土木工事に係る工法・素材の出現や埋蔵文化財の取扱の進展に伴い、この計画では対応しきれなくなった。こうした課題に対応するため、現在は平成 19（2007）年に広島県が改訂した「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画」に基づく保存管理を行っている。また、伝統的な町並みの保存や整備への関心が高まったことを受けて、宮島町は平成 15（2003）～16（2004）年に観光資源・建築史・景観を調査、平成 17（2005）年に伝統的建造物群保存地区制度の導入を視野に入れた保存対策調査を開始した。同年 11 月に合併した廿日市市はこれを引き継ぎ、制度の導入・活用に向けた取組を開始し、平成 27（2015）年 9 月に廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した後、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設立、令和元（2019）年 6 月 13 日に廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区を指定した。

2 保存地区の特性

(1) 保存地区の範囲

保存地区の地割は、大願寺絵図（17 世紀）からも様子を知ることができ、現在の地割は成立時からほとんど変わっていない。直線的な社家町の通りや海岸に平行する弓状の通り、敷地の奥行きが揃わない谷筋の通りや埋立拡張で奥行きがほぼ揃った海岸沿いの通り、随所に鎮座する境内空間などが残り、門前町の原型を見出すことができる。町並みは、五重塔や千畳閣が立つ塔之岡を境に西町・東町に分けられ、西町は社寺や社家が集まり、山に挟まれた扇状地の中心を走る白糸川に沿った通りと、谷筋や海岸筋に沿って形成された通りにより構成される。東町は港機能を持った町場であり、山沿いの海岸低地から海岸線

に直交して延びる通りと、埋立されて拡張された有浦海岸に平行する通りから構成される。このように、門前町を形成してきた歴史的・景観的・空間的特性を残す伝統的建造物群の分布状況や、絵図の町割がほぼそのまま保存されていることを踏まえ、修理・復旧によって歴史的景観の回復が見込める範囲を保存地区とした。

(2) 町並みの特性

ア 西町

西町と東町では成立過程と性格が異なり、西町は、厳島神社・大聖院・大願寺などを核として、宗教行為や参詣活動を成り立たせる基盤を持った町として中世に成立した。山裾では、石垣上に寺院や社僧、上層社家などの門塀で囲う特徴を持つ広い敷地の屋敷が立地した。有力内侍は低地に大規模な家屋敷を構え、その他の社家や下社官は低地に集まり面路型の町家に居を構えていた。

景観は、通りによって異なった特徴が見られる。滝町及び中西町の通り南側では社家及び僧坊建築をほとんど失ったが、連続する石垣で画された屋敷への石段や法面石積を残す屋敷地は多く残る。町場として栄えた通りでは、真壁造に出桁で支えた^{ひさし}庇を持つ切妻屋根平入の伝統的町家が連続する。丘上や海浜の屋敷地では、入母屋造の近代和風住宅が点在する近代住宅地の景観が残されている。地区内では、建築年代の異なる建物が隣り合わせで混在するが、いぶし銀瓦葺で緩やかな勾配の屋根や軒裏^{たるき}の垂木配列、格子や二階手すりといった伝統的要素が町並みに一定の統一感を与えている。

イ 東町

東町も中世に起源をもつ町家地区であるが、中世末までは、山手に沿った小規模な集落であったと推測される。近世初頭の有浦の海岸造成と町家通りの本格的整備を契機にして、浜に開かれた本格的な港町兼門前町として発展した。

江戸時代には、藩による商工業者への手厚い支援や、広島城下からの遊郭移設、藩公認の富くじ・芝居興行などの興行政策もあって参詣者が増加し、それとともに、西町には立地できない歓楽機能を備えた商業町としても発展し、そのことがまた港町としての発展も導いた。

景観は、入り江を埋め立てた経緯があることから、主たる通りが浜と平行していると同時に緩やかな弓状をしており、通りの見え方に変化がある。特

に、塔之岡に建つ五重塔の見え方の変化は、町並みの景観の中でも特筆すべき特徴を持っている。

ウ 地区全体

このように、地区全体としては、宗教機能を集約した聖なる社家町である西町と俗なる港湾商業町である東町が互いに補完し合い、連携した門前町を形成していた点に特性がある。

海と山に挟まれた周囲の環境と一体となって、全体で門前町としての歴史的風致をよく伝えている。

(3) 伝統的建造物の特性

保存地区内の伝統的建築物の大半が町家で、江戸中期から昭和初期にかけ建てられている。

ア 建築物（町家）

代表的な町家は、西町・東町ともに間口が狭く奥行きが深い敷地で、前面の通りに面して主屋を建て、その背後に中庭を挟んで台所・風呂・便所などの付属屋を建て、主屋と付属屋を廊下でつなぐ配置が一般的である。街路沿いに町家が隙間なく建ち並び、歴史的に価値の高い町並みが形成されている。

主屋は、敷地間口2間半のものが多く、その中に少数の大規模間口の町家が混在する。木造二階建て（ツシ二階、総二階）が多く、平屋も見られる。屋根は切妻造平入りがほとんどで、角地では入母屋も見られる。屋根はほとんどがいぶし銀葺瓦葺で、勾配は緩やかな3寸が多く、板葺時代の屋根勾配が残っている。軒裏は垂木あらわしで、総二階の町家では軒桁に磨き丸太の丸桁も見られる。表通りに面した一階は、垂木をそのまま見せて出桁で支えた庇が付く。現在は瓦葺や鉄板葺も見られるが、少なくとも明治期までは板葺の庇が標準的であった。出桁を支える持ち送りの意匠には時代の特徴が現れ、幕末期から大きく繰り抜いた派手な形態に、そうでないものも、側面に彫られた絵様が次第に深く派手な意匠へと変化している。

外壁は土壁や漆喰塗の真壁造で、木部はベンガラ塗が多い。

一階の表構えは、かつて大戸・格子・^{しとみ}蔀戸によって構成されるのが一般的であった。入口の大戸は昼間開放し、^{しかど}鹿戸と呼ばれる格子状の扉を設けて鹿が家に入るのを防いでいたが、現在は、引き違い戸など他の形式の建具に取り替えられている。出格子は、下桁を束や扇型の金具で支える。この金具は、

大正期前後に流行したようで、二階の手すりや軒桁を支える場合にも用いられており、戦前の町家の特徴的な外観を形成している。今は出格子になっている商家の開口部も、元は蔀戸で、昼間はミセを開放したが、幕末には一本引き雨戸で戸締りする家もあった。二階開口部は、ツシ二階と総二階で様子が異なる。ツシ二階では、中央に出格子・平格子の窓を開く。総二階では改変されたものが多いが、開口部には手すりや出格子・平格子を設けたりするのが一般的であったことが古い写真から確認でき、現在も見られる。前面を一本引きのガラス窓又はガラス引き違い窓にした、大きな開口部を持つものもある。

町家の主屋は入り口から裏庭まで続く通り庭に沿って、表側からミセ・オウエ・ザシキと呼ばれる部屋を並べた1列3室型の平面形式を基本とする（西町では、2室構成が多く見られる。）。通りに面したミセは本来店舗や仕事場だったが、現在は予備室のように使われている。オウエは、建物の中央に位置する。正面に祀^{まつ}られた大きな神棚と、通り庭と一体となった吹き抜け空間により、オウエは全体として住居の中心となる象徴的な空間を造っている。神棚のある部屋は一般的には二階部分に部屋を持たないが、西町の一部には二階に部屋を設け、神棚上部に押入れなどを配置した例が見られる。ザシキはオウエの奥の中庭に面している部屋で、もともとは日常生活に使われていた。

イ 建築物（社寺）

保存地区内には、門前町成立に関係した大聖院や大願寺を始め、江戸後期の『芸州巖島図会』に描かれた社寺があり、まちなみの形成に重要な役割を果たしていたと考えられる。中でも光明院と宝寿院^{ほうじゅいん}は当時の建築がまともに残り、往時の趣をよく伝えている。東町の伊勢町に位置する存光寺は、図会に描かれた伽藍配置^{がらん}に大きな変更はなく、門構えに江戸期の様式を残している。大聖院は、明治20（1887）年の火災で、大師堂以外は焼失したが、その後順次建築され、再建ではあるが、中世以来の伝統的な形式を受け継いだ意匠を見せている。

ウ 社家等の屋敷

社家の居屋敷^{いやしき}は西町を中心に分布したが、近代以降の社家組織解体に伴って屋敷も失われ、現存するものは上卿屋敷^{しょうけい}（重要文化財）のみである。

上卿屋敷は、石垣上の敷地に、表門・主屋・土蔵・雑屋等を配する。主屋

は、妻入りの建物で、屋根勾配もゆるく、平面は梁間を2間ごとに3等分し、南筋を座敷部として式台に続き控えの間・広間・客間が並ぶ。客間の北側には、上段の間を備えるのが特徴的である。

式台から3室続きの座敷を造り、最奥に最上室を設ける表側座敷の構成と、その裏にサービス空間を配する全体構成は、主殿と呼ばれる中世から近世初頭までの上層住宅の平面構成と類似している。有力社家の島内居住がこの時期に集中したのであれば、その他の社家も同様と考えられる。

エ 工作物

保存地区内には、伝統的建築物とともに歴史的風致を形成する伝統的工作物が見られる。急峻かつ狭小な土地を利用していく中で造られた工作物は、日常生活に必要な井戸や堀、門前町形成や境内地普請に関わる護岸や石橋といったものから、聖域の境界を示す玉垣^{たまがき}や灯籠^{とうろう}、記念碑に至るまで多彩である。

共同井戸は、門前町を描いた江戸中期の絵図で確認できる。井筒に天明期から寛政期（1781～1800）の刻銘があるものは、一般に誓真釣井と呼ばれ、僧誓真によって掘られたとされる。現存する誓真釣井は、全て地域住民による管理が続けられており、多くは東町に残っている。

西町の町家の中には、屋敷型形式を採るものがあり、敷地境界に堀と門を設けている。近世の築造で現存するものは上卿屋敷（重要文化財）などわずかであるが、滝町筋には石段や法面石積みにより広く平らな敷地を確保した屋敷跡がまともに残っており、通り全体として、屋敷跡の景観を残す小路空間となっている。他に瓦葺で腰板張りの漆喰堀や土堀、小屋根を備え板戸や格子戸を付けた門などが見られ、伝統的な建物とともに、歴史的風致を形成している。

一方、東町の町家では、商家が多いことから、道路に接して門堀がないことが特徴であり、工作物はほとんど見当たらない。

斜面地の法面や護岸の整備では、宮島への居住開始とともに始められたといえる。西町に多い屋敷法面も、門前町形成初期には整備が行われていたと考えられ、こうした護岸や石積の普請は、歴代領主や大願寺によって計画的に行われてきたと考えられる。地区の石積みには空積（乱積）や平積、谷積など時代ごとの特徴的な工法が見られる。

厳島神社を始め、門前町の随所で見られる鳥居、玉垣や堀で画された社寺

境内地は、門前町景観の特徴の一つである。近世中期に庶民に広がった灯籠の寄進は、現在も行われ、その数は増え続けている。形式や意匠は多岐に及び、尾道石工によるものが多いことが知られている。

(4) 環境物件の特性

保存地区内では、町並みを構成する自然要素としての樹木は少ない。これは、門前町では、敷地が狭く建物が密集して建ち並ぶことによる。

門前町で見られる庭は、町家の中庭や裏庭、屋敷の庭園、社寺の庭園がある。町家の中庭や裏庭は、増築によって内部化されているものがあり、伝統的町家の空間構成を今に伝えているが、外部から見えるものは少ない。

屋敷の庭園も、滝町を中心に残る。その代表例として、上卿屋敷の池泉鑑賞式の庭園（江戸中期）が挙げられる。また、旧西方院の庭園は、敷地の山畔に枯滝や灯籠など石造物と樹木を配し、池泉を廻遊する室町期の特徴をよく残した物が継承されている。

また、特異な容姿で観賞性のある樹木としては、塔之岡の「龍髭の松」が貴重な存在として残る。

3 保存の基本的考え方

保存地区の都市構造は、特別史跡及び特別名勝などの規制により、近現代を通して大きな変化は抑えられ、全体として近世以来の町割をよく残しており、歴史的風致も維持されている。この歴史的風致を次世代に守り伝えることを基本とし、保存地区住民が主体となり、伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保全を図る。

保存地区では、伝統的な建造物を「伝統的建造物」（建築物とその他の工作物を含む。）として決定し、また、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）も、併せて決定する。

伝統的建造物と環境物件については、その所有者等が修理及び復旧を行う。また、伝統的建造物及び環境物件以外のものについても、その所有者等が伝統的建造物群と調和するよう修景を進める。

保存地区内の保存事業を実施するに当たり、保存地区の管理上必要な施設及び防災施設等の整備を図る。

また、保存区域は海と山に挟まれた周囲の環境と一体となって、全体で門前町としての特徴を有していることを踏まえ、保存区域周辺においても、その住民の理解の基に「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画」と整合性を取りつつ、保

存区域内の伝統的建造物群と調和したまちづくりを進める。

4 活用の基本的考え方

伝統的な町並みを後世に残すため、保存地区を活用することにより、地域の活性化を図り、地域総がかりで保存地区の保存・継承に取り組むことを基本とする。活用にあたっては、門前町としての歴史的風致の特性や、歴史的価値を後世に伝えることを念頭に置き、保存地区住民、町並み保存団体、行政機関等が協力支援体制を築き、次の内容について取り組むものとする。

- (1) 情報発信についての取組
- (2) 厳島神社を中心とした社寺と町家を関連付けた取組
- (3) 修理、修景した物件についての公開・活用についての取組
- (4) 空き家となっている伝統的建造物の利用促進についての取組
- (5) 他の伝建地区と連携した取組
- (6) 教育機関や観光関連団体等と連携した取組

5 保存活用の推進体制

この保存活用計画を実施するために、行政事務は、廿日市市の伝統的建造物群保存地区担当部署が中心となり、市長部局（自治振興部局、建設部局、産業振興部局等）や教育委員会（文化財部局、学校教育部局等）が連携して行う。

保存活用に係る事業においては、廿日市市、物件所有者及び地元住民団体（町並み保存団体、地元教育機関、広島県ヘリテージ協議会等をいう。以下同じ。）が協力して行うものとする。

また、宮島のまちづくりの推進のため、地元住民団体等と行政を円滑につなぐ島づくり組織（仮称）の設立を促進し、地元住民団体等の活動支援を行う。

第3章 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の決定

1 伝統的建造物

建築物は、おおむね昭和20年代までに建築され、保存地区の伝統的な特性をよく留めている主屋、付属屋及び社寺建築等とする（別表第1・別図第2参照）。

工作物は、おおむね昭和20年代までに築造され、保存地区の伝統的な特性をよく留めている門、塀等とする（別表第2・別図第3参照）。

2 環境物件

伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する自然物、土地等とする

(別表第3・別図第4参照)。

第4章 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

1 保存整備の考え方

宮島の伝統的な町並みを保存し、継承していくため、修理及び修景基準を定め、歴史的風致の維持向上を図る。

ア 修理

「修理」とは、伝統的建造物（建築物及び工作物）の保存に要する補修や復原を伴う修復等を行うことであり、現状維持又は痕跡に基づく復原を原則とし、できる限り材料と工法を踏襲する。後世の改変によって技法が不明な場合や、入手が困難な材料の場合には、類例を参考にしながら推測により施工等を行い、修理前後の状況及び工事の仕様について適切に記録する。

イ 修景

「修景」とは、伝統的建造物以外の建築物や工作物の新築、増築若しくは改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更について、その外観を歴史的風致と調和させることで、将来にわたって保存地区の良好な景観を向上させるために重要な作業である。

修景で最も配慮すべきは、町並みの統一感と連続性である。伝統的建造物以外でも、近隣の伝統的建造物を参考に、周辺と調和した位置、規模、形状、意匠、色彩等とすることが求められる。

2 保存整備計画

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物については、主として通常望見される外観及び外観と密接にかかわる構造体の保存、並びに外観を美しく保つために修理基準に基づいて修理を行う（別表第4）。

(2) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物

新築、増築若しくは改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更については、保存地区の歴史的風致と調和するように修景基準に基づいて修景を行うものとする。修景基準を満たすことができない場合でも、歴史的風致を損なうことがないように、許可基準を満たすものとする（別表第4）。

(3) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体を成して保存地区の歴史的風致を構成す

る重要なものであり、現状維持及び復旧を基本とする（別表第4）。

第5章 保存地区内の保存及び活用のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

1 管理施設等の整備

保存地区の歴史や文化の理解を深めるとともに、来訪者を適切に誘導するため、標識、説明板、案内板等を、歴史的風致に配慮し設置する。また、案内所、公開展示施設、（仮称）まちなみ保存センター等の公開活用施設の整備を進める。

2 防災計画策定及び防災施設等の整備

保存地区は、生活、生業の場であることから、歴史的風致に十分配慮しつつ地区内の総合的な防災計画を早期に策定し、各種災害に対する安全性の確保を図るため、次のことを進める。

- (1) 災害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめるため、防災訓練の充実や広報等による啓発に努めるとともに、消防署や消防団と連携して活動する自主防災組織の育成に努め、災害対応の迅速化や体制強化を図る。
- (2) 災害時等の緊急連絡や各種情報の収集・発信を迅速に行う防災情報伝達の仕組みを充実させるとともに、防災施設及び設備は適宜保守点検を行い、良好な状態の維持に努める。
- (3) 保存地区における建造物の修理及び修景工事の際には、耐震性を確保するため、構造補強に努める。
- (4) 保存地区の伝統的建造物群は、木造で密集しており、火災対策が不可欠であるため、初期消火及び延焼防止を目的とした消火栓やスプリンクラー等の消火設備の設置を進めるとともに、適宜保守点検を行い、良好な状態の維持に努める。
- (5) 木造建築が密集する保存地区内では、深刻な白蟻被害が発生しているため、虫害対策に努める。

3 環境の整備等

保存地区において歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮し、建築物その他の工作物及び環境物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮して良好な居住環境を整えるため、具体的に次のことを進める。

- (1) 既存の駐車場に関しては、歴史的町並みの連続性に配慮した修景を行う。

- (2) 路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものとなるよう整備に努める。
- (3) 電柱、架線等で、保存地区の歴史的風致を阻害するものは、移設、埋設等の整理に努める。
- (4) 建築物等に設置する広告物、看板等については、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。
- (5) その他、宅地の造成その他の土地の形質変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓等にあつては、歴史的風致を損なうことがないよう、保存整備計画で判断できないものは、「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画」に定める基準を準用するものとする。

第6章 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

1 経費の補助

保存活用計画に基づく建造物等の修理、修景、復旧及び管理に対し、別に定める補助金交付要綱の規定により経費の補助を行う。

2 技術的支援

保存地区内の歴史的風致を維持、回復及び向上するために、修理、復旧、修景等に係る専門家による設計相談、その他の必要な技術的支援を行う。

3 保存団体への支援

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対し、保存地区の歴史的風致の維持及び向上に資する活動に要する経費の一部に対し、支援を行う。

第7章 保存地区の保存及び活用に関する事業計画

1 町並み保存意識の醸成

地元住民団体との連携により、伝統的建造物及び保存地区への関心を高め、保存地区の特性を守り、歴史的まちづくりを次世代に継承するため、様々な機会を捉え学習機会の創出を図る。

2 情報の発信

保存地区は、その歴史的風致の特性や歴史的価値の観点から魅力的な観光資源であり、その魅力について観光関連団体等と連携し、インターネットやSNS等による積極的な情報発信を行う。また、市民自らが伝統的建造物及び保存地区を

紹介する取組や、仕組みづくりを進める。多言語に対応した案内看板の設置や、IoT や ICT を活用することで、誰にでも分かりやすい情報提供を行う。

さらに、保存地区内での活動や取組を紙面で伝えるいわゆる「かわら版」の発行を進める。

3 伝統的建造物の公開

宮島歴史民俗資料館のリニューアルに併せて伝統的建造物の活用や紹介を進めるとともに、伝統的建造物を活用した（仮称）まちなみ保存センター等の公開活用施設の整備を進める。また、これらの施設を活用し、町並み保存団体や修理修景した物件所有者の協力を得ながら、修理修景状況の紹介や学習会等の開催を行う。

4 空き家対策

住民の高齢化や後継者不足等に伴い空き家となっている伝統的建造物については、町並み保存団体等と連携して、新たな居住者や物件活用者等の呼び込みに努めるとともに、空き家管理や、貸借マッチング等の機能を備えた島づくり組織の設立を促進し、伝統的建造物の保存及び活用を図る。

5 人材の育成

町並み保存について調査研究を行う団体の活動を支援するとともに、職人等の連携組織の設立促進に努める。また、広島県建築士会や広島県ヘリテージ協議会等と連携しながら、伝統的建造物の施工技術・技能継承のための研修の場づくりを行う。

町並み保存会等の住民組織の育成や、技術・技能継承のため、修理工事の際には、積極的に研修の場として現場公開を行う。

6 伝統工芸等における建造物の活用

近代の宮島の経済基盤を支えた木工製品などの伝統工芸品は、その多くが保存地区内の町家で生産され伝統的建造物の歴史と深いつながりがある。これを踏まえ宮島細工を始めとする伝統工芸品の普及の場として伝統的建造物の活用を促し、保存地区や伝統的建造物に対する関心を高める。

別表第1 伝統的建造物（建築物）一覧

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地 (広島県廿日市市)	備考
1	02-13	主屋	1 棟	宮島町字大西町 58 番地	
2	02-23-1	主屋	1 棟	宮島町字大西町 57 番地	宮島歴史民俗資料館
3	02-23-2	蔵	1 棟	宮島町字大西町 57 番地	宮島歴史民俗資料館
4	02-23-3	蔵	1 棟	宮島町字大西町 57 番地	宮島歴史民俗資料館
5	02-23-4	主屋	1 棟	宮島町字大西町 57 番地	宮島歴史民俗資料館
6	03-06	主屋	1 棟	宮島町字大西町 73 番地 2	
7	03-11	主屋	1 棟	宮島町字大西町 77 番地 1	
8	03-16	主屋	1 棟	宮島町字大西町 70 番地 1	
9	04-03	主屋	1 棟	宮島町字大西町 94 番地	
10	04-22-1	社寺	1 棟	宮島町字大西町 3 番地	大願寺 本堂
11	04-22-2	山門	1 棟	宮島町字大西町 3 番地	大願寺 山門
12	04-22-3	附属屋	1 棟	宮島町字大西町 3 番地	大願寺 手水棟
13	05-17	主屋	1 棟	宮島町字中西町 117 番地 2	
14	05-26	主屋	1 棟	宮島町字中西町 114 番地	
15	07-01	主屋	1 棟	宮島町字滝町 291 番地 2	
16	08-02	主屋	1 棟	宮島町字滝町 271 番地 1	
17	08-17	主屋	1 棟	宮島町字滝町 240 番地	
18	08-18	主屋	1 棟	宮島町字滝町 238 番地	
19	08-20	主屋	1 棟	宮島町字滝町 231 番地	
20	08-29	主屋	1 棟	宮島町字滝町 215 番地 1	
21	08-30	主屋	1 棟	宮島町字滝町 276 番地	
22	08-31	主屋	1 棟	宮島町字滝町 274 番地 3	
23	08-32	主屋	1 棟	宮島町字滝町 268 番地	
24	08-52-1	主屋	1 棟	宮島町字滝町 211 番地	
25	08-54	主屋	1 棟	宮島町字滝町 242 番地 2	
26	08-60-1	主屋	1 棟	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
27	08-60-2	門	1 棟	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷 表門
28	08-63-1	社寺	1 棟	宮島町字滝町 210 番地	大聖院 大師堂
29	08-63-2	社寺	1 棟	宮島町字滝町 210 番地	大聖院 勅願堂
30	08-63-3	社寺	1 棟	宮島町字滝町 210 番地	大聖院 観音堂
31	08-63-4	山門	1 棟	宮島町字滝町 210 番地	大聖院 勅使門
32	08-63-5	社寺	1 棟	宮島町字滝町 210 番地	大聖院 鐘楼

33	08-63-6	山門	1 棟	宮島町字滝町 210 番地	大聖院 仁王門
34	09-02	主屋	1 棟	宮島町字中江町 310 番地	
35	09-12	主屋	1 棟	宮島町字中江町 319 番地 7	
36	09-22	主屋	1 棟	宮島町字中江町 304 番地 3	
37	09-23	主屋	1 棟	宮島町字中江町 304 番地 1	
38	09-24	主屋	1 棟	宮島町字中江町 303 番地	
39	09-26	主屋	1 棟	宮島町字中江町 300 番地 1	
40	09-30-1	主屋	1 棟	宮島町字中江町 309 番地	
41	09-30-2	主屋	1 棟	宮島町字中江町 309 番地	
42	09-40	主屋	1 棟	宮島町字中江町 320 番地 2	
43	10-02-1	主屋	1 棟	宮島町字南町 376 番地 1	
44	10-02-2	主屋	1 棟	宮島町字南町 376 番地 1	
45	10-03	主屋	1 棟	宮島町字南町 374 番・375 番・ 376 番 2 合併	
46	10-05	主屋	1 棟	宮島町字南町 389 番地 4	
47	11-06	主屋	1 棟	宮島町字大西町 1 番地 6	
48	11-08	主屋	1 棟	宮島町字大町 419 番地	
49	11-13	主屋	1 棟	宮島町字大町 407 番地	
50	11-23-1	社寺	1 棟	宮島町字南町 395 番地	光明院 本堂
51	11-23-4	社寺	1 棟	宮島町字南町 395 番地	光明院 鐘楼
52	11-23-5	蔵	1 棟	宮島町字南町 395 番地	光明院 蔵
53	11-23-6	山門	1 棟	宮島町字南町 395 番地	光明院 裏門
54	11-23-7	山門	1 棟	宮島町字南町 395 番地	光明院 表門
55	11-26	主屋	1 棟	宮島町字南町 399 番地	
56	13-07	主屋	1 棟	宮島町字幸町 444 番地	
57	13-10	主屋	1 棟	宮島町字幸町 437 番地 1	
58	13-12-1	主屋	1 棟	宮島町字幸町 433 番地 1	
59	13-12-2	主屋	1 棟	宮島町字幸町 433 番地 1	
60	13-13	主屋	1 棟	宮島町字幸町甲 451 番地	
61	13-17	主屋	1 棟	宮島町字幸町 443 番地	
62	15-03-1	主屋	1 棟	宮島町字幸町 472 番地	
63	15-03-2	主屋	1 棟	宮島町字幸町 472 番地	
64	15-03-3	主屋	1 棟	宮島町字幸町 472 番地	
65	15-16	主屋	1 棟	宮島町字幸町 479 番地 2	
66	15-22	主屋	1 棟	宮島町字幸町 486 番地	

67	16-06	主屋	1 棟	宮島町字桜町 502 番地	
68	16-07	主屋	1 棟	宮島町字桜町 503 番地 1	
69	18-31	主屋	1 棟	宮島町字中之町 527 番地 5	
70	19-02	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 603 番地	
71	19-06	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 612 番地 2	
72	19-11	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 619 番地 3	
73	19-24-1	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 617 番地	
74	19-24-2	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 617 番地	
75	19-24-3	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 617 番地	
76	19-33-1	社寺	1 棟	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院 本堂
77	19-33-2	社寺	1 棟	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院 客殿
78	19-33-3	社寺	1 棟	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院 庫裏
79	19-33-4	山門	1 棟	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院 山門
80	21-02	主屋	1 棟	宮島町字北之町 545 番地	
81	22-06	主屋	1 棟	宮島町字北之町 553 番地 26	
82	22-11	主屋	1 棟	宮島町字北之町 569 番地	
83	22-19	主屋	1 棟	宮島町字北之町 581 番地	
84	22-25	主屋	1 棟	宮島町字北之町 562 番地 1	
85	22-30	主屋	1 棟	宮島町字北之町 580 番地	
86	22-32	主屋	1 棟	宮島町字北之町 576 番地 2	
87	23-24	主屋	1 棟	宮島町字後町 672 番地	
88	24-30	主屋	1 棟	宮島町字浜之町 809 番地	
89	26-15	主屋	1 棟	宮島町字西連町 699 番地	
90	26-18-1	社寺	1 棟	宮島町字伊勢町 801 番地	存光寺 本堂
91	26-18-2	社寺	1 棟	宮島町字伊勢町 801 番地	存光寺 薬師堂
92	26-18-4	山門	1 棟	宮島町字伊勢町 801 番地	存光寺 山門
93	27-02	主屋	1 棟	宮島町字新町 774 番地 3	
94	28-01-1	主屋	1 棟	宮島町字西連町 682 番地 2	
95	28-01-2	主屋	1 棟	宮島町字西連町 682 番地 3	
96	28-03	主屋	1 棟	宮島町字西連町 688 番地	
97	28-06	主屋	1 棟	宮島町字西連町 695 番地 2	
98	29-09	山門	1 棟	宮島町字西連町 721 番地	真光寺 山門
99	04-25	主屋	1 棟	宮島町字大西町 1167 番地 5	
100	09-28	主屋	1 棟	宮島町字中江町 300 番地 3	
101	09-39	主屋	1 棟	宮島町字中江町 320 番地 1	

102	11-15	主屋	1 棟	宮島町字大町 411 番地 1	
103	13-16	主屋	1 棟	宮島町字幸町 445 番地	
104	15-11	主屋	1 棟	宮島町字幸町 475 番地	
105	15-21	主屋	1 棟	宮島町字幸町 468 番地 4	
106	15-24-1	社寺	1 棟	宮島町字幸町 430 番地	幸神社 本殿
107	18-07	主屋	1 棟	宮島町字中之町 518 番地 3	
108	19-33-5	社寺	1 棟	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院 聖天堂
109	22-08	主屋	1 棟	宮島町字北之町 553 番地 24	
110	23-12	主屋	1 棟	宮島町字後町 662 番地 1	
111	23-20	主屋	1 棟	宮島町字後町 668 番地	
112	24-16	主屋	1 棟	宮島町字浜之町 808 番地	
113	28-05	主屋	1 棟	宮島町字西連町 695 番地 1	
114	02-23-5	土蔵	1 棟	宮島町字大西町 57 番地	宮島歴史民俗資料館
115	02-23-6	附属屋	1 棟	宮島町字大西町 57 番地	宮島歴史民俗資料館
116	03-03	主屋	1 棟	宮島町字大西町 69 番地 1	
117	03-22	主屋	1 棟	宮島町字大西町甲 101 番地	
118	04-15	主屋	1 棟	宮島町字大西町 82 番地	
119	05-14	主屋	1 棟	宮島町字中西町 116 番地 2	
120	05-16	主屋	1 棟	宮島町字中西町 117 番地 1	
121	08-13	主屋	1 棟	宮島町字滝町 248 番地	
122	08-52-2	附属屋	1 棟	宮島町字滝町 211 番地	
123	08-52-3	附属屋	1 棟	宮島町字滝町 211 番地	
124	08-60-3	附属屋	1 棟	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
125	09-04	主屋	1 棟	宮島町字中江町 314 番地 2	
126	09-10	主屋	1 棟	宮島町字中江町 319 番地 4	
127	15-24-2	社寺	1 棟	宮島町字幸町 430 番地	幸神社 拝殿
128	18-22	主屋	1 棟	宮島町字中之町 511 番地	
129	18-23	主屋	1 棟	宮島町字中之町 513 番地	
130	19-21	主屋	1 棟	宮島町字魚之棚町 611 番地	
131	28-16	主屋	1 棟	宮島町字西連町 694 番地 5	
132	21-03	主屋	1 棟	宮島町字北之町 547 番地 1	
133	21-06	主屋	1 棟	宮島町字北之町 553 番地 1	
134	21-15	主屋	1 棟	宮島町字北之町 555 番地	
135	22-21	主屋	1 棟	宮島町字北之町 558 番地	
136	28-01-3	主屋	1 棟	宮島町字西連町 682 番地 1	

137	13-11	主屋	1 棟	宮島町字幸町 433 番地 2	
-----	-------	----	-----	-----------------	--

別表第 2 伝統的建造物（工作物）一覧

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地 (広島県廿日市市)	備考
1	A04-20	法面石積	1 構	宮島町字大西町 3 番地	大願寺
2	A04-21	法面石積	1 構	宮島町字大西町 3 番地	大願寺
3	A08-30	法面石積	1 構	宮島町字滝町 242 番地 2	集会所
4	A08-31	法面石積	1 構	宮島町字滝町 242 番地 2	集会所
5	A08-36	塀	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
6	A08-37	石階段	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
7	A08-38	法面石積	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
8	A08-39	法面石積	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
9	A08-41	塀	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
10	A08-43	土塀	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
11	A08-44	法面石積	1 構	宮島町字滝町 235 番地	上卿屋敷
12	A08-47	法面石積	1 構	宮島町字滝町 233 番地 2	
13	A08-51	法面石積	1 構	宮島町字滝町 214 番地	児童公園
14	A08-52	石階段	1 構	宮島町字滝町 214 番地	児童公園
15	A08-53	法面石積	1 構	宮島町字滝町 214 番地	児童公園
16	A08-54	法面石積	1 構	宮島町字滝町 214 番地	児童公園
17	A09-10	塀	1 構	宮島町字中江町 300 番地 1	
18	A09-11	門	1 構	宮島町字中江町 300 番地 1	
19	A09-12	塀	1 構	宮島町字中江町 300 番地 1	
20	A13-01	井戸	1 基	宮島町字幸町 453 番地	誓真釣井
21	A19-12	井戸	1 基	宮島町字魚之棚町 658 番地	誓真釣井
22	A19-13	法面石積	1 構	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
23	A19-14	石仏	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
24	A19-15	基壇	1 構	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
25	A19-16	石造物	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
26	A19-17	石階段	1 構	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
27	A19-19	法面石積	1 構	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
28	A19-20	石階段	1 構	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
29	A19-21	石仏	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
30	A19-22	石仏	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院

31	A19-23	石造物	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
32	A19-24	石造物	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
33	A19-25	石造物	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
34	A19-26	石造物	1 基	宮島町字魚之棚町 645 番地	宝寿院
35	A26-04	法面石積	1 構	宮島町字伊勢町 801 番地	存光寺
36	A26-05	石段	1 構	宮島町字伊勢町 801 番地	存光寺
37	A26-08	法面石積	1 構	宮島町字伊勢町 801 番地	存光寺
38	A28-02	井戸	1 基	宮島町字西連町 692 番地	誓真釣井
39	A28-14	玉垣	1 構	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
40	A28-15	石造物	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
41	A28-16	石造物	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
42	A28-18	石造物	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
43	A28-19	石造物	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
44	A28-20	石造物	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
45	A28-21	灯籠	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
46	A28-22	灯籠	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
47	A28-23	石碑	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
48	A28-24	灯籠	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
49	A28-25	灯籠	1 基	宮島町字西連町 759 番地	不動堂
50	A23-06	塀	1 構	宮島町字後町 662 番地 1	
51	A23-04	門	1 構	宮島町字後町 662 番地 1	
52	A15-01	灯籠	1 基	宮島町字幸町 430 番地	幸神社
53	A15-02	玉垣	1 構	宮島町字幸町 430 番地	幸神社
54	A15-03	鳥居	1 基	宮島町字幸町 430 番地	幸神社
55	A15-04	石造物	1 基	宮島町字幸町 430 番地	幸神社
56	A15-05	灯籠	1 基	宮島町字幸町 430 番地	幸神社
57	A15-06	石段	1 構	宮島町字幸町 430 番地	幸神社

別表第3 環境物件 一覧

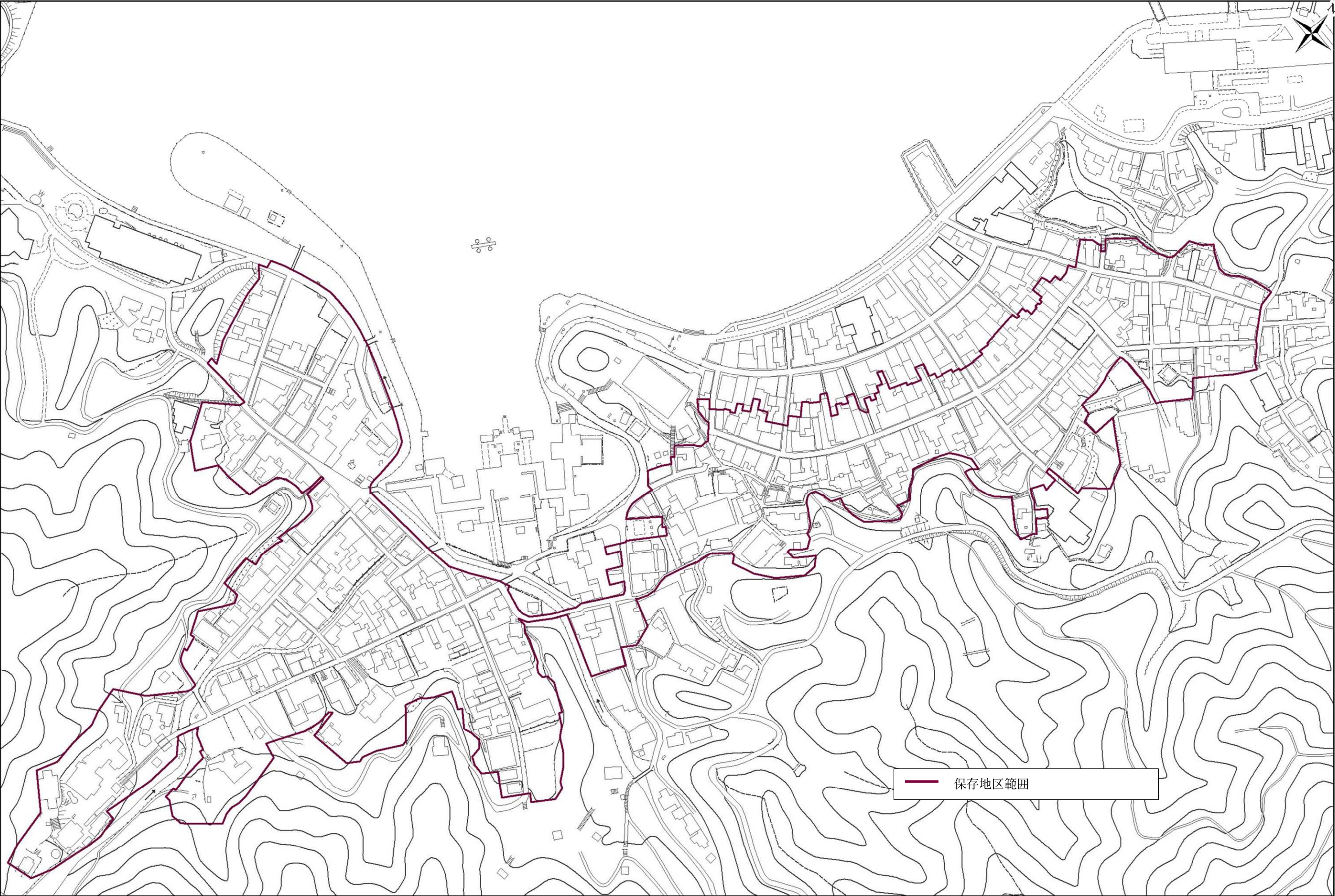
番号	保存計画番号	種別	員数	所在地 (広島県廿日市市)	備考
1	B11-01	樹木	2 本	宮島町字大町 419 番地	

別表第 4 修理・修景・許可基準

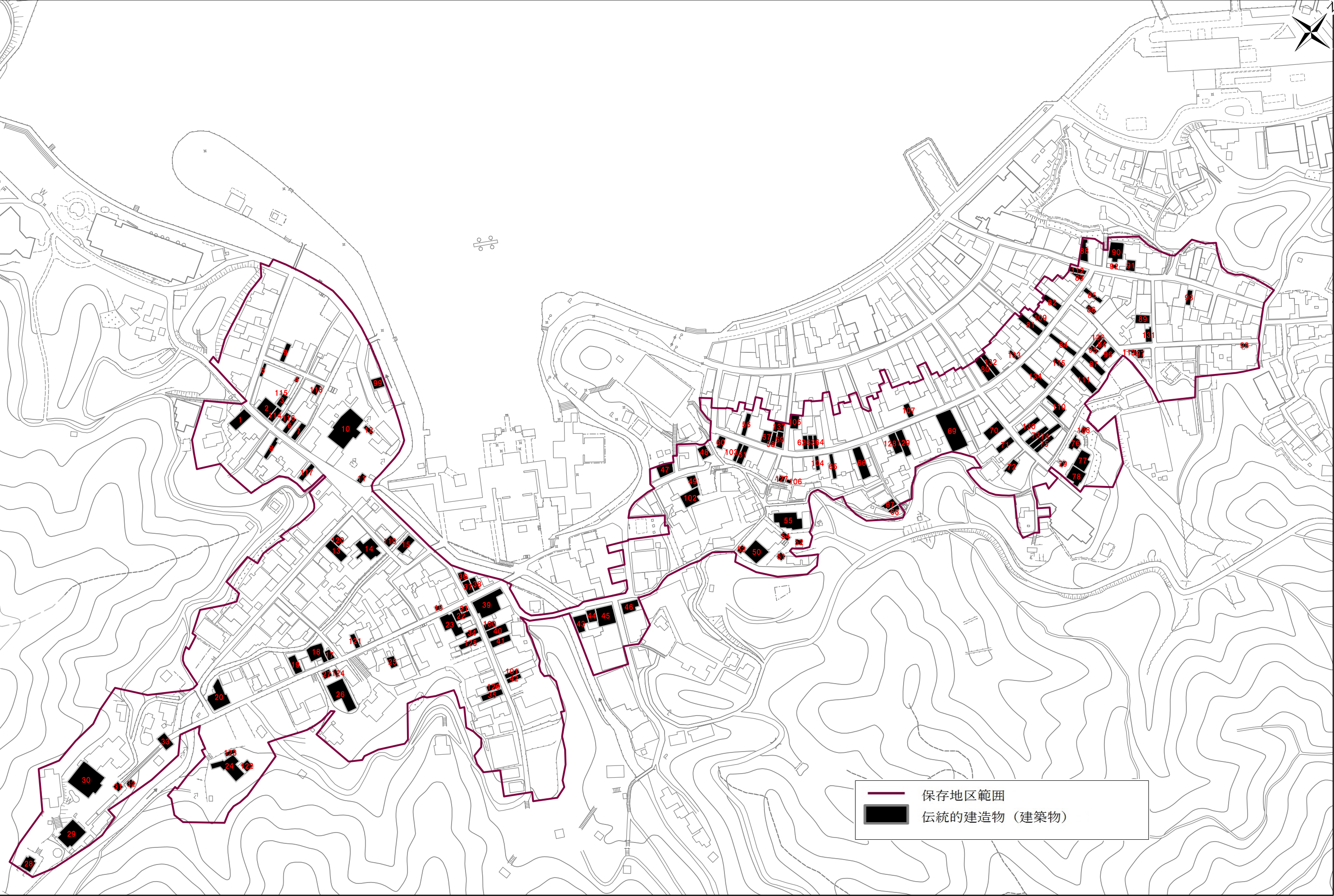
		修理基準	修景基準		許可基準	
		町家・社寺・その他	町家	社寺・その他	町家	社寺・その他
建築物	敷地割	伝統的建造物の資料や痕跡、類例等に基づき、その外観（これと密接な関係がある構造体を含む。）の伝統的な特性の維持又は復原が図られているものとする（※）。	現状維持とする。	同左	現状維持を原則とする。	保存地区の歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	位置		道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣棟間隔とする。	土地の履歴を考慮した位置を原則とする。	道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣棟間隔とする。	土地の履歴を考慮した位置を原則とする。
	高さ		地上２階建てまでとし、最高高さ１０m以下とする。	地上２階建てまでとし、最高高さ１０m以下とする。	地上３階建てまでとし、町並みの連続性を損なわない高さとする。	土地の履歴を考慮し、歴史的風致を損なわない高さとする。
	構造		木造軸組工法とする。 主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。	木造軸組工法とする。	歴史的風致を損なわないものとする。 主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。	歴史的風致を損なわないものとする。
	屋根		切妻造とし、角地にあつては切妻造又は入母屋造とする。 葺材は原則としていぶし銀の棧瓦とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。 軒は周囲の伝統的建造物である町家と揃え、軒裏の意匠は歴史的風致を損なわないものとする。	同種の伝統的建造物の形式・葺材・勾配・色彩に倣い、歴史的風致と調和したものとする。 外部意匠は、周囲の伝統的建造物と調和を図る。	切妻造とし、角地にあつては切妻造又は入母屋造とする。 葺材はいぶし銀の棧瓦又は金属板とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。 軒は周囲の伝統的建造物である町家と揃え、軒裏の意匠は歴史的風致を損なわないものとする。	土地の履歴及び伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする。
	庇		主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。 板葺を原則とする。 勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。		主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。 板葺を基本とし、いぶし銀の棧瓦葺、金属板葺も可能とする。 勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。	伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわないよう、必要に応じて設置する。
	外壁		伝統的建造物である町家に準じた意匠・色彩とする。		伝統的建造物である町家の特質を踏まえ、歴史的風致を損なわない意匠とする。	伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわない意匠及び色彩とする。
	建具		主たる通りに面する建具は、木製とする。ただし、建具外部に伝統的格子を設置する場合は、この限りでない。 玄関戸は、引き戸又は大戸とする。		主たる通りに面する建具は、原則、木製とする。	同左
	設備機器	設備機器等は通りから見えない配置とする。やむを得ず通りに面して設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和するよう色彩や囲い等で工夫する。			設備機器等は、通りから見えない配置を原則とする。通りに面して設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	
工作物	門・塀	※と同じ。	伝統的な門・塀とする。門・塀は、日本瓦葺とする。ただし、木質材で葺く場合は、この限りでない。土地の履歴を考慮した位置・規模とする。		土地の履歴を考慮した位置・規模・形式とし、歴史的風致を損なわない意匠や色彩とする。	
	屋外広告物	屋外広告物は、周囲の伝統的建造物に調和した自家用広告物に限る。掲出数は、必要最小限とする。			屋外広告物は、自家用広告物に限り、歴史的風致を損なわない位置・規模・形態・材質・意匠・色彩とする。	
	その他の工作物	※と同じ。	周囲の伝統的建造物に調和した意匠・色彩とする。		歴史的風致を損なわない意匠・色彩とする。	
環境物件		自然物については、原則として現状維持又は同種による旧状の復旧とする。その他の物件については、原則としてその位置・形質・形状の維持又は復旧とする。				庭木等については、宮島の植生を考慮し周囲と調和を図る。
駐車場等					駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。車庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	

規模や用途等に係る法規制及び防災上の観点から、この基準により難しい場合は、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会で審議し、廿日市市及び廿日市市教育委員会が決定する。

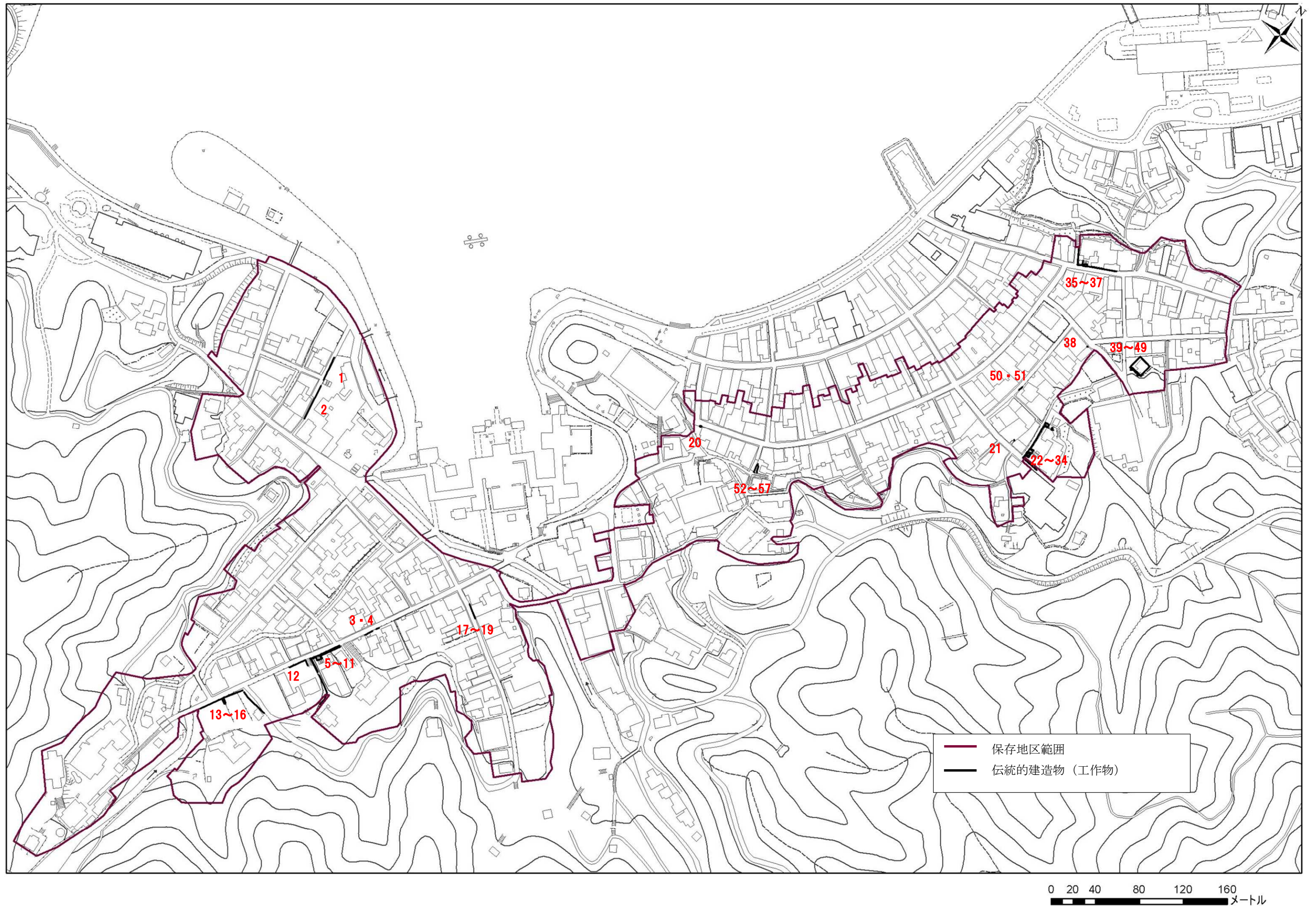
別図第1 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区範囲図



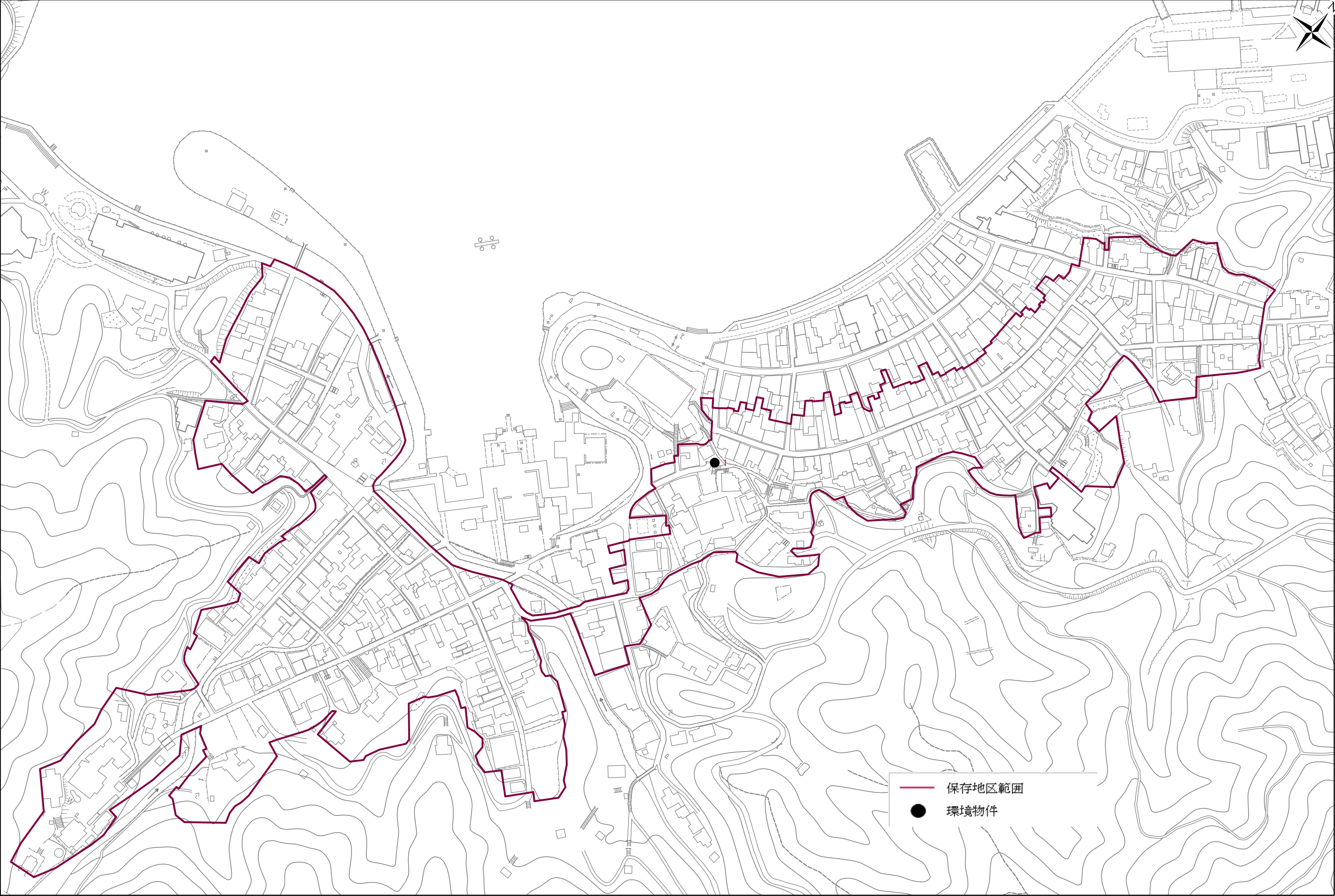
別図第2 伝統的建造物（建築物）位置図



別図第3 伝統的建造物（工作物）位置図



別図第 4 環境物件位置図



0 20 40 80 120 160
メートル

